

TPP協定による千葉県農林水産物の生産額への影響について

平成28年2月4日
千葉県農林水産部農林水産政策課
電話：043-223-2822

昨年末に、国が公表した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の農林水産物の生産額への影響試算を踏まえ、本県においても国の試算方法に準じて、影響額を試算しました。

その結果、TPP協定の合意内容の最終年における本県農林水産物の生産額への影響は、約28億円から約56億円の減少となる試算を取りまとめました。

生産額への影響は発生するものの、平成28年度当初予算及び27年度2月補正予算に計上した事業を着実に実施するとともに、今後とも国の施策との連携を図りつつ、事業を適切に展開することを通じて、生産コストの低減や経営安定などを図ることにより、引き続き農家所得が確保されるよう取り組んでまいります。

【試算結果】

単位：億円

品目	H25 産出額	影響額	備考	国の生産減少額
耕種計	3,043	0～8.7		155～179
米	710	0		0
落花生	61	0～3.2	「炒った殻付落花生」の輸入を考慮	0
いも類	178	0～3.2	加工品の輸入を考慮	—
野菜	1,687	0～2.3	トマトの輸入を考慮	—
果実	159	0		24～48
畜産計	1,094	19.6～36.2		723～1,337
肉用牛	47	2.6～5.3	輸入牛肉との競合を考慮	311～625
酪農	258	1.8～3.0	内訳：牛乳乳製品=1.3～1.8億円 乳廃用牛(牛肉)=0.6～1.2億円	198～291
豚	407	13.1～23.7		169～332
鶏卵	326	2.0～3.9		26～53
鶏肉	41	0.2～0.3		19～36
農業産出額合計	4,141	19.6～44.9		878～1,516
林産物	95	5.7		219
水産物	266	2.9～5.6		174～346
総合計	4,502	28.2～56.2		約1,300～約2,100

※国試算の考え方と違う点を備考欄に記載。

表示単位を四捨五入したため、合計が一致しない場合があります。

(参 考)

1 国の影響試算の主な考え方

- (1) 合意内容の最終年における関税率で影響額を試算
- (2) 関税率が10%かつ国内生産額10億円以上の農林水産物33品目
- (3) 影響額は関税削減相当分の価格低下を下限とし、対応策の実施により価格低下が半減するものとして試算

2 県の影響試算の考え方

- (1) 基本的な試算方法は国に準ずる
- (2) 国が対象としない関税率10%未満も含めて、本県の産出額が、原則として10億円以上ある農林水産物43品目
- (3) 生産現場の実状を踏まえ、国が影響なしとした「落花生」及び国が試算の対象としていない「かんしょ」、「ばれいしょ」、「トマト」については、将来的な輸入を考慮し、輸入農産物が生鮮品の場合は撤廃される関税率の1/2、加工品(冷凍品含む)の場合は関税率の1/4の割合で産出額が減少するものとして試算

TPPによる千葉県農林水産物への影響額試算

1 対象品目

本県の産出額が、10億円以上ある農畜産物36品目及び林水産物7品目、計43品目を対象に試算し、以下の品目で影響額が算出された。

農産物：米、落花生、ばれいしょ、かんしょ、トマト、肉用牛、酪農、豚、鶏卵、
鶏肉

林産物：合板・集成材

水産物：あじ、さば、いわし、いか、かつお・まぐろ類、さけ・ます類

2 試算対象国

日本を除くTPP参加11カ国

3 影響額の試算の方法

基本的な試算方法は国に準じ、影響額を試算した。

品目	影響額の考え方
米	国は次の3つの理由から影響はないとしている ①輸入量に相当する国産米の隔離（備蓄） ②輸入米の国からの売却価格は、国産と同水準 ③備蓄米は、備蓄後、飼料用として売却
落花生	「炒りざや落花生」の影響として試算
いも類	国が試算の対象としていない加工品の影響として試算
野菜	トマト生鮮品の影響として試算
果実	「なし」はTPP参加国からの輸入はなく、影響額は0
肉用牛	国の比率より、輸入牛肉と競合する比率が高い 酪農の産出額に含まれる乳廃用牛を除外（国試算「牛肉」は含む）
酪農	乳製品と乳廃用牛の影響額